事　務　連　絡
令和８年 10 月 30 日

関 係 団 体　御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）あて連絡したのでお知らせします。

事　務　連　絡
令和８年 10 月 30 日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部(局)
　国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
　後期高齢者医療主管課（部）
御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について

今般、歯科用貴金属材料の材料価格改定を行い、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」（平成 20 年厚生労働省告示第 61 号）のⅥに規定する特定保険医療材料の算定について、関連する通知を下記のとおり改正し、令和８年 12 月１日から適用する予定であるので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」（令和８年３月５日保医発 0305 第２号）の別紙１を次のように改正する。

（別紙１）

材料料

M002　支台築造

（支台築造の保険医療材料料（1 歯につき））

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

１　間接法

⑴　メタルコアを用いた場合

イ　大臼歯　137 点

ロ　小臼歯・前歯　85 点

⑵　ファイバーポストを用いた場合

イ　大臼歯　27 点

ロ　小臼歯・前歯　15 点

２　直接法

⑴　ファイバーポストを用いた場合

イ　大臼歯　27 点

ロ　小臼歯・前歯　15 点

⑵　その他の場合

イ　大臼歯　33 点

ロ　小臼歯・前歯　21 点

（ファイバーポスト）

１本につき　58 点

M005　装着

１　歯冠修復物（１個につき）

⑴　歯科用合着・接着材料Ⅰ

イ　標準型　17 点

ロ　自動練和型　36 点

⑵　歯科用合着・接着材料Ⅱ

イ　標準型　10 点

ロ　自動練和型　12 点

⑶　歯科用合着・接着材料Ⅲ　12 点

⑷　歯科用合着・接着材料Ⅳ　4 点

２　仮着（１歯につき）　4 点

３　口腔内装置等の装着の場合（１歯につき）

⑴　歯科用合着・接着材料Ⅰ

イ　標準型　17 点

ロ　自動練和型　36 点

⑵　歯科用合着・接着材料Ⅱ

イ　標準型　10 点

ロ　自動練和型　12 点

⑶　歯科用合着・接着材料Ⅲ　12 点

⑷　歯科用合着・接着材料Ⅳ又は歯科充填用即時硬化レジン　4 点

M009　充填（１窩洞につき）

１　歯科充填用材料　Ⅰ

⑴　複合レジン系
イ　単純なもの　12点
ロ　複雑なもの　31点
⑵　グラスアイオノマー系
イ　標準型
a　単純なもの　7点
b　複雑なもの　18点
ロ　自動練和型
a　単純なもの　8点
b　複雑なもの　21点
2　歯科充填用材料　Ⅱ
⑴　複合レジン系
イ　単純なもの　4点
ロ　複雑なもの　11点
⑵　グラスアイオノマー系
イ　標準型
a　単純なもの　3点
b　複雑なもの　8点
ロ　自動練和型
a　単純なもの　6点
b　複雑なもの　17点

M010　金属歯冠修復（１個につき）
1　14カラット金合金
⑴　インレー
複雑なもの　2,401点
⑵　４分の３冠　3,001点
2　金銀パラジウム合金（金12%以上）
⑴　大臼歯
イ　インレー
a　単純なもの　589点
b　複雑なもの　1,089点
ロ　５分の４冠　1,371点
ハ　全部金属冠　1,725点
⑵　小臼歯・前歯
イ　インレー
a　単純なもの　401点
b　複雑なもの　797点
ロ　４分の３冠　985点
ハ　５分の４冠　985点
ニ　全部金属冠　1,235点
3　銀合金
⑴　大臼歯
イ　インレー
a　単純なもの　43点

b　複雑なもの　75 点
ロ　５分の４冠　97 点
ハ　全部金属冠　119 点
⑵　小臼歯・前歯・乳歯
イ　インレー
a　単純なもの　27 点
b　複雑なもの　56 点
ロ　４分の３冠（乳歯を除く。）　68 点
ハ　５分の４冠（乳歯を除く。）　68 点
ニ　全部金属冠　87 点

M010-2　チタン冠（１歯につき）　50 点

M010-3　接着冠（１歯につき）

１　金銀パラジウム合金（金 12%以上）
⑴　前歯　985 点
⑵　小臼歯　985 点
⑶　大臼歯　1,371 点

２　銀合金
⑴　前歯　68 点
⑵　小臼歯　68 点
⑶　大臼歯　97 点

M010-4　根面被覆（１歯につき）

１　根面板によるもの
⑴　金銀パラジウム合金（金 12%以上）
イ　大臼歯　589 点
ロ　小臼歯・前歯　401 点
⑵　銀合金
イ　大臼歯　43 点
ロ　小臼歯・前歯　27 点

２　レジン充填によるもの
⑴　複合レジン系　12 点
⑵　グラスアイオノマー系
イ　標準型　7 点
ロ　自動練和型　8 点

M011　レジン前装金属冠（１歯につき）

１　金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合　1,538 点
２　銀合金を用いた場合　192 点

M011-2　レジン前装チタン冠（１歯につき）　50 点

M015　非金属歯冠修復（１歯につき）

１　レジンインレー
⑴　単純なもの　31 点
⑵　複雑なもの　43 点

２　硬質レジンジャケット冠
⑴　歯冠用加熱重合硬質レジン　8 点
⑵　歯冠用光重合硬質レジン　183 点

M015-2　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠（１歯につき）

１　前歯

ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅳ）　328 点

２　小臼歯

⑴　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅰ）　169 点

⑵　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅱ）　142 点

３　大臼歯

⑴ ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅲ）　273 点

注　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「２　小臼歯」により算定する。

⑵　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅴ）　615 点

M015-3　ＣＡＤ／ＣＡＭインレー（１歯につき）

１　小臼歯

⑴　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅰ）　169 点

⑵　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅱ）　142 点

２　大臼歯

ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅲ）　273 点

注　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「１　小臼歯」により算定する。

M016　乳歯冠（１歯につき）

１　乳歯金属冠　30 点

２　その他の場合

乳歯に対してジャケット冠を装着する場合

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

１歯につき　1 点

M016-3　既製金属冠（１歯につき）　29 点

M017　ポンティック（１歯につき）

１　鋳造ポンティック

⑴　金銀パラジウム合金（金 12%以上）

イ　大臼歯　1,985 点

ロ　小臼歯　1,495 点

⑵　銀合金

大臼歯・小臼歯　91 点

２　レジン前装金属ポンティック

⑴　金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合

イ　前歯　1,193 点

ロ　小臼歯　1,495 点

ハ　大臼歯　1,985 点

⑵　銀合金を用いた場合

イ　前歯　116 点

ロ　小臼歯　116 点

ハ　大臼歯　116 点

M017-2　高強度硬質レジンブリッジ（１装置につき）　1,068 点

M017-3　チタンブリッジ（１装置につき）　161 点

M018　有床義歯

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

1　局部義歯（１床につき）

⑴　１歯から４歯まで　2点

⑵　５歯から８歯まで　3点

⑶　９歯から11歯まで　5点

⑷　12歯から14歯まで　7点

2　総義歯（１顎につき）　10点

M018-2　３次元プリント有床義歯

1　３次元プリント有床義歯歯冠部用材料（１歯につき）　6点

2　３次元プリント有床義歯義歯床用材料（１顎につき）　203点

M019　熱可塑性樹脂有床義歯（１床につき）

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

熱可塑性樹脂有床義歯（１床につき）　35点

M020　鋳造鉤（１個につき）

1　14カラット金合金

⑴　双子鉤

イ　大・小臼歯　3,154点

ロ　犬歯・小臼歯　2,566点

⑵　二腕鉤（レストつき）

イ　大臼歯　2,566点

ロ　犬歯・小臼歯　1,970点

ハ　前歯（切歯）　1,517点

2　金銀パラジウム合金（金12%以上）

⑴　双子鉤

イ　大・小臼歯　1,588点

ロ　犬歯・小臼歯　1,242点

⑵　二腕鉤（レストつき）

イ　大臼歯　1,090点

ロ　犬歯・小臼歯　948点

ハ　前歯（切歯）　879点

3　鋳造用コバルトクロム合金　6点

M021　線鉤（１個につき）

1　不銹鋼及び特殊鋼　5点

2　14カラット金合金

⑴　双子鉤　1,475点

⑵　二腕鉤（レストつき）　1,140点

M021-2　コンビネーション鉤（１個につき）

1　鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合

⑴　前歯　440点

⑵　犬歯・小臼歯　474点

⑶　大臼歯　545点

2　鋳造鉤又はレストに鋳造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合

⑴　前歯　27 点
⑵　犬歯・小臼歯　27 点
⑶　大臼歯　27 点

M021-3　磁性アタッチメント（１個につき）

１　磁石構造体　777 点

２　キーパー付き根面板

（根面板の保険医療材料料（１歯につき））

キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。

⑴　金銀パラジウム合金（金 12%以上）

イ　大臼歯　1,089 点

ロ　小臼歯・前歯　797 点

⑵　銀合金

イ　大臼歯　75 点

ロ　小臼歯・前歯　56 点

（キーパー）

１個につき　233 点

M023　大連結子（１個につき）

１　鋳造バー

⑴　金銀パラジウム合金（金 12%以上）　2,545 点

⑵　鋳造用コバルトクロム合金　19 点

２　屈曲バー

不銹鋼及び特殊鋼　30 点

M030　有床義歯内面適合法

軟質材料を用いる場合（１顎につき）

１　シリコーン系　166 点

２　アクリル系　99 点

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」
（令和８年３月５日保医発 0305 第２号）の一部改定について）

（傍線の部分は改正部分）

改　正　後	現　　行
（別紙１）	（別紙１）
材料料	材料料
M002　支台築造	M002　支台築造
（支台築造の保険医療材料料（1 歯につき））	（支台築造の保険医療材料料（1 歯につき））
ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。	ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。
１　間接法	１　間接法
(1)　メタルコアを用いた場合	(1)　メタルコアを用いた場合
イ　大臼歯　137 点	イ　大臼歯　157 点
ロ　小臼歯・前歯　85 点	ロ　小臼歯・前歯　98 点
(2)　（略）	(2)　（略）
２　（略）	２　（略）
M005～M009　（略）	M005～M009　（略）
M010　金属歯冠修復（１個につき）	M010　金属歯冠修復（１個につき）
１　14 カラット金合金	１　14 カラット金合金
(1)　インレー	(1)　インレー
複雑なもの　2,401 点	複雑なもの　2,543 点
(2)　４分の３冠　3,001 点	(2)　４分の３冠　3,177 点
２　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	２　金銀パラジウム合金（金 12%以上）
(1)　大臼歯	(1)　大臼歯
イ　インレー	イ　インレー
a　単純なもの　589 点	a　単純なもの　629 点

b　複雑なもの	1,089 点
ロ　５分の４冠	1,371 点
ハ　全部金属冠	1,725 点
(2)　小臼歯・前歯	
イ　インレー	
a　単純なもの	401 点
b　複雑なもの	797 点
ロ　４分の３冠	985 点
ハ　５分の４冠	985 点
ニ　全部金属冠	1,235 点
3　銀合金	
(1)　大臼歯	
イ　インレー	
a　単純なもの	43 点
b　複雑なもの	75 点
ロ　５分の４冠	97 点
ハ　全部金属冠	119 点
(2)　小臼歯・前歯・乳歯	
イ　インレー	
a　単純なもの	27 点
b　複雑なもの	56 点
ロ　４分の３冠（乳歯を除く。）	68 点
ハ　５分の４冠（乳歯を除く。）	68 点
ニ　全部金属冠	87 点
M010-2　（略）	
M010-3　接着冠（１歯につき）	
1　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1)　前歯	985 点
(2)　小臼歯	985 点
(3)　大臼歯	1,371 点

b　複雑なもの	1,163 点
ロ　５分の４冠	1,463 点
ハ　全部金属冠	1,842 点
(2)　小臼歯・前歯	
イ　インレー	
a　単純なもの	428 点
b　複雑なもの	851 点
ロ　４分の３冠	1,052 点
ハ　５分の４冠	1,052 点
ニ　全部金属冠	1,318 点
3　銀合金	
(1)　大臼歯	
イ　インレー	
a　単純なもの	47 点
b　複雑なもの	83 点
ロ　５分の４冠	107 点
ハ　全部金属冠	132 点
(2)　小臼歯・前歯・乳歯	
イ　インレー	
a　単純なもの	30 点
b　複雑なもの	61 点
ロ　４分の３冠（乳歯を除く。）	76 点
ハ　５分の４冠（乳歯を除く。）	76 点
ニ　全部金属冠	97 点
M010-2　（略）	
M010-3　接着冠（１歯につき）	
1　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1)　前歯	1,052 点
(2)　小臼歯	1,052 点
(3)　大臼歯	1,463 点

2　銀合金	
(1)　前歯	68 点
(2)　小臼歯	68 点
(3)　大臼歯	97 点
M010-4　根面被覆（１歯につき）	
1　根面板によるもの	
(1)　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ　大臼歯	589 点
ロ　小臼歯・前歯	401 点
(2)　銀合金	
イ　大臼歯	43 点
ロ　小臼歯・前歯	27 点
2　（略）	
M011　レジン前装金属冠（１歯につき）	
1　金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	1,538 点
2　銀合金を用いた場合	192 点
M011-2～M016-3　（略）	
M017　ポンティック（１歯につき）	
1　鋳造ポンティック	
(1)　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ　大臼歯	1,985 点
ロ　小臼歯	1,495 点
(2)　銀合金	
大臼歯・小臼歯	91 点
2　レジン前装金属ポンティック	
(1)　金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	
イ　前歯	1,193 点
ロ　小臼歯	1,495 点
ハ　大臼歯	1,985 点
(2)　銀合金を用いた場合	

2　銀合金	
(1)　前歯	76 点
(2)　小臼歯	76 点
(3)　大臼歯	107 点
M010-4　根面被覆（１歯につき）	
1　根面板によるもの	
(1)　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ　大臼歯	629 点
ロ　小臼歯・前歯	428 点
(2)　銀合金	
イ　大臼歯	47 点
ロ　小臼歯・前歯	30 点
2　（略）	
M011　レジン前装金属冠（１歯につき）	
1　金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	1,642 点
2　銀合金を用いた場合	213 点
M011-2～M016-3　（略）	
M017　ポンティック（１歯につき）	
1　鋳造ポンティック	
(1)　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ　大臼歯	2,120 点
ロ　小臼歯	1,597 点
(2)　銀合金	
大臼歯・小臼歯	100 点
2　レジン前装金属ポンティック	
(1)　金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	
イ　前歯	1,274 点
ロ　小臼歯	1,597 点
ハ　大臼歯	2,120 点
(2)　銀合金を用いた場合	

イ　前歯	116 点
ロ　小臼歯	116 点
ハ　大臼歯	116 点
M017-2～M019　（略）	
M020　鋳造鉤（１個につき）	
１　14 カラット金合金	
(1)　双子鉤	
イ　大・小臼歯	3,154 点
ロ　犬歯・小臼歯	2,566 点
(2)　二腕鉤（レストつき）	
イ　大臼歯	2,566 点
ロ　犬歯・小臼歯	1,970 点
ハ　前歯（切歯）	1,517 点
２　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1)　双子鉤	
イ　大・小臼歯	1,588 点
ロ　犬歯・小臼歯	1,242 点
(2)　二腕鉤（レストつき）	
イ　大臼歯	1,090 点
ロ　犬歯・小臼歯	948 点
ハ　前歯（切歯）	879 点
３　（略）	
M021　線鉤（１個につき）	
１　（略）	
２　14 カラット金合金	
(1)　双子鉤	1,475 点
(2)　二腕鉤（レストつき）	1,140 点
M021-2　コンビネーション鉤（１個につき）	
１　鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	

イ　前歯	128 点
ロ　小臼歯	128 点
ハ　大臼歯	128 点
M017-2～M019　（略）	
M020　鋳造鉤（１個につき）	
１　14 カラット金合金	
(1)　双子鉤	
イ　大・小臼歯	3,337 点
ロ　犬歯・小臼歯	2,715 点
(2)　二腕鉤（レストつき）	
イ　大臼歯	2,715 点
ロ　犬歯・小臼歯	2,085 点
ハ　前歯（切歯）	1,605 点
２　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1)　双子鉤	
イ　大・小臼歯	1,695 点
ロ　犬歯・小臼歯	1,326 点
(2)　二腕鉤（レストつき）	
イ　大臼歯	1,164 点
ロ　犬歯・小臼歯	1,012 点
ハ　前歯（切歯）	939 点
３　（略）	
M021　線鉤（１個につき）	
１　（略）	
２　14 カラット金合金	
(1)　双子鉤	1,561 点
(2)　二腕鉤（レストつき）	1,206 点
M021-2　コンビネーション鉤（１個につき）	
１　鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	

(1)　前歯　440 点 (2)　犬歯・小臼歯　474 点 (3)　大臼歯　545 点 2　(略) M021-3　磁性アタッチメント（１個につき） 1　(略) 2　キーパー付き根面板 （根面板の保険医療材料料（１歯につき）） キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。 (1)　金銀パラジウム合金（金 12%以上） イ　大臼歯　1,089 点 ロ　小臼歯・前歯　797 点 (2)　銀合金 イ　大臼歯　75 点 ロ　小臼歯・前歯　56 点 （キーパー）　(略) M023　大連結子（１個につき） 1　鋳造バー (1)　金銀パラジウム合金（金 12%以上）　2,545 点 (2)　(略) 2　(略) M030　(略)	(1)　前歯　469 点 (2)　犬歯・小臼歯　506 点 (3)　大臼歯　582 点 2　(略) M021-3　磁性アタッチメント（１個につき） 1　(略) 2　キーパー付き根面板 （根面板の保険医療材料料（１歯につき）） キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。 (1)　金銀パラジウム合金（金 12%以上） イ　大臼歯　1,163 点 ロ　小臼歯・前歯　851 点 (2)　銀合金 イ　大臼歯　83 点 ロ　小臼歯・前歯　61 点 （キーパー）　(略) M023　大連結子（１個につき） 1　鋳造バー (1)　金銀パラジウム合金（金 12%以上）　2,718 点 (2)　(略) 2　(略) M030　(略)